

一橋大学学生表彰制度の概要

制度創設の目的

- 学生の教育の成果を評価し、学習等への意欲を高めることを目的に、既存の表彰制度を整備し、新たな「一橋大学学生表彰制度」を創設、平成19年度から導入することとしました。

表彰の基準

- 表彰の基準となる対象学生は次のとおりです。
 - ☆ 本学における学業において、特に優秀な成績を修め、かつ、人物的に優れた者（以下の各号において、個人の場合について同様とする。）として認められる個人
 - ☆ 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる個人又は団体
 - ☆ 課外活動において、特に優秀な成績を修め、本学の名誉を高めたと認められる個人若しくは団体、又は課外活動を支援し、課外活動の充実と振興に著しい貢献をしたと認められる個人若しくは団体
 - ☆ 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受け、本学の名誉を高めたと認められる個人又は団体
 - ☆ 雑誌「一橋」原稿募集に応募して、審査のうえ、優秀と認められる個人又は団体
 - ☆ 内藤章記念賞論文募集に応募して、審査のうえ、優秀と認められる個人又は団体

学業優秀学生奨学金制度の創設

奨学金等給付の内容

- 在学生
 - ☆ 表彰の基準のうち、学業において特に優秀な成績を修めた学部学生に対しては、一橋大学独自の奨学金を授与します。
 - ☆ 前年度1年間の成績により候補者を決定します。
 - ☆ 奨学金は、学部2～4年次の学業優秀学生に対し授与するものとし、月額8万円を12ヶ月間（年額96万円）毎月送金します。
 - ☆ 対象学生数は、当面、各学部各学年1名、合計12名としますが、将来的には、各学部各学年4名、合計48名まで拡げることを目指しています。
 - ☆ 本奨学金は、本学の授業料減免制度や海外留学奨学金制度との併用並びに国（独立行政法人日本学生支援機構奨学金を含む。）、地方公共団体及び民間奨学団体による給貸与奨学金との併給を認めます。
- 卒業年次生
 - ☆ 1～4年次までの全ての成績により候補者を決定します。
 - ☆ 対象学生数は、各学部1名、合計4名とします。
 - ☆ 30万円程度の記念品を授与します。

(目的)

第 1 条 この規則は、一橋大学学則（平成 16 年規則第 2 号）第 15 条の規定に基づき、一橋大学（以下「本学」という。）の学部学生及び大学院学生等（以下「学生」という。）の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は本学の学生を構成員とする団体（以下「表彰候補者」という。）について行うものとする。

- 一 本学における学業において、特に優秀な成績を修め、かつ、人物的に優れた者（以下の各号において、個人の場合について同様とする。）として認められる個人
- 二 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる個人又は団体
- 三 課外活動において、特に優秀な成績を修め、本学の名誉を高めたと認められる個人若しくは団体、又は課外活動を支援し、課外活動の充実と振興に著しい貢献をしたと認められる個人若しくは団体
- 四 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受け、本学の名誉を高めたと認められる個人又は団体
- 五 雑誌「一橋」原稿募集に応募して、審査のうえ、優秀と認められる個人又は団体
- 六 内藤章記念賞論文募集に応募して、審査のうえ、優秀と認められる個人又は団体
- 七 その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる個人又は団体

(表彰候補者の推薦)

第 3 条 本学教職員又は学生は、前条各号のいずれかに該当すると認められる表彰候補者がある場合は、学長に推薦することができる。

(表彰対象者の決定)

第 4 条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、所定の審査機関の議を経て、表彰される者を決定する。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

- 2 前項の表彰状に添えて、副賞を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、第 4 条の規定により表彰が決定された後、速やかに行うものとする。

(事務)

第 7 条 表彰に関する事務は、学務部教務課及び学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 一橋大学「学長表彰」について（平成 15 年 1 月 8 日評議会）は、廃止する。

(目的)

第 1 条 この細則は、一橋大学学生表彰規則（平成 18 年規則第 132 号。以下「規則」という。）第 8 条の規定に基づき、学生表彰の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第 2 条 規則第 2 条各号に定める表彰の基準に該当する表彰候補者とは、次のいずれかに該当する個人又は団体とする。

一 第 1 号関係

学部学生であって、前年度における成績の評価について、次表の算式により得られた値（卒業予定者にあつては、1 年次から 4 年次まで累積された成績の平均値とする。）が、原則として 3.60 以上の成績を修め、かつ、人物的に優れた者として認められる個人

(成績評価算式)

$$\frac{(4 \times A \text{取得単位数}) + (3 \times B \text{取得単位数}) + (2 \times C \text{取得単位数}) + (1 \times D \text{取得単位数})}{\text{総履修登録単位数} - (E \text{取得単位数})}$$

備考 この表の「総履修登録単位数」には、「F、－（放棄）」評価の登録単位数を含む。

二 第 2 号関係

- イ 国際的又は全国的規模の学会等から賞を受ける等、高い評価を受けた個人又は団体
- ロ その他、イに準じた業績等で高い評価を受けた個人又は団体

三 第 3 号関係

- イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等（以下「競技会等」という。）に出場、出演又は出展し、一定の評価を受けた個人又は団体
- ロ 全国的規模の競技会等において、第 3 位以上の成績を修めた個人又は団体
- ハ 複数の地区が合同で行う競技会等において、優勝した個人又は団体
- ニ 公的機関等から表彰を受ける等、高い評価を受けた個人又は団体
- ホ 大学行事等で特に貢献のあった個人又は団体
- ヘ 課外活動を通して、大学に対し特に貢献のあった個人又は団体
- ト その他課外活動において、特に高い評価を受けた個人又は団体

四 第 4 号関係

- イ 環境保全、社会福祉、青少年育成、国際交流等のボランティア活動において、活動実績が認められ、他の学生の模範となった個人又は団体
- ロ 人命救助、災害救助、犯罪防止等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等、社会的に特に高い評価を受けた個人又は団体
- ハ その他社会活動において、特に高い評価を受けた個人又は団体

五 第 5 号関係

- イ 雑誌「一橋」の一般募集による原稿を対象に、特に優秀と認められる個人又は団体
- ロ ゼミナール又は講義の担当教員が学生に課した提出レポート、小論文等のうち、その担当教員が雑誌「一橋」に掲載するに値すると判断し、かつ、推薦した原稿を対象に、特に優秀と認められる個人又は団体

六 第 6 号関係

内藤章記念賞授与内規第 2 条の規定に該当する個人又は団体

七 第 7 号関係

その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと一橋大学学生委員会（以下、「学生委員会」という。）が認めた個人又は団体

(表彰候補者の推薦)

第 3 条 前条第 1 号に規定する表彰候補者の推薦は、各学部、各学年毎に行うものとし、推薦者は、規則第 3 条の規定にかかわらず、各学部の長とする。

(表彰候補者推薦書の様式)

第 4 条 表彰候補者推薦書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとする。

(表彰候補者の審査機関)

第5条 規則第4条に規定する所定の審査機関とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 第2条第1号から第4号まで及び第2条第7号関係にあつては、学生委員会
- 二 第2条第5号関係にあつては、全学共通教育専門委員会
- 三 第2条第6号関係にあつては、内藤賞運営協議会

(重複表彰)

第6条 重複表彰の制限はしないものとし、一度表彰された学生が再度表彰に値する行為等があった場合には、再度の表彰を行うことができるものとする。

(団体表彰の方法)

第7条 規則第5条第1項に規定する表彰の方法において、団体を表彰する場合の表彰状は、その活動に従事した構成員(出場登録選手等)個々に授与することができるものとする。

(表彰内容の発表)

第8条 被表彰者に対し、表彰の内容について、プレゼンテーションを依頼する場合がある。

(表彰状の様式)

第9条 表彰状の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(副賞の内容)

第10条 規則第5条第2項に定める副賞は、別表のとおりとする。

(公表)

第11条 被表彰者は、掲示及び広報誌掲載等の方法により公表する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

表彰の基準	副 賞 の 内 容
第1号関係	①学部2～4年次生の被表彰者個人に対し、記念品及び月額8万円の奨学金を12ヶ月分授与(奨学金の授与方法は、別に定める「一橋大学学生表彰における奨学金給付要項」による。)②卒業予定者の被表彰者個人に対し、30万円程度の記念品授与
第2号関係	被表彰者個人又は団体に対し、3万円程度の記念品授与
第3号関係	被表彰者個人又は団体に対し、3万円程度の記念品授与
第4号関係	被表彰者個人又は団体に対し、3万円程度の記念品授与
第5号関係	①イに該当する部門 被表彰者個人又は団体に対し、3万円程度の記念品授与 ②ロに該当する部門 被表彰者個人又は団体に対し、1万円程度の記念品授与
第6号関係	別に定める「内藤章記念賞授与内規」による。
第7号関係	準用した表彰基準による副賞の内容

備考 この表における記念品の内容は、その都度、学生委員会が定める。

学生表彰候補者推薦書

推薦年月日	年 月 日
推薦する学生 又は学生団体	氏名又は団体名（代表者名）： <small>（団体の場合は代表者について記載）</small> 学部・研究科等： 学科・専攻名： 学年： 連絡先： TEL 携帯番号 E-mail
推薦基準	<input type="checkbox"/> 学 業 <input type="checkbox"/> 学術研究活動 <input type="checkbox"/> 課外活動 <input type="checkbox"/> 社会活動 <input type="checkbox"/> その他
推薦理由	
推薦者	氏 名： 印 所 属 等： 連 絡 先：TEL E-mail

- 備考 1. 推薦基準欄には、どの基準によって推薦するのか、該当する項目に印を付けてください。
2. 推薦理由欄には、被推薦者（個人又は団体）が受けた評価、修めた成績、受けた賞、本学への貢献等について具体的に記入し、そのことを証明する参考書類等（写）を添付してください。
3. 本書の個人情報情報は推薦内容確認等の連絡用に利用します。

別記様式第2号（第9条関係）

表 彰 状

所属
氏名 ○○○○ 殿

（ その都度定める ）

年 月 日

国立大学法人 一橋大学長 ○○○○ 印

備考 規則第2条第6号関係にあつては、別に定める「内藤章記念賞授与内規」による。

一橋大学学生表彰における奨学金給付要項

平成 18 年 12 月 6 日
規則第 134 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、一橋大学学生表彰細則（平成 18 年規則第 132 号。以下、「細則」という。）

第 10 条及び別表の表彰の基準の欄中第 1 号関係に定める副賞としての奨学金給付の実施に関して、必要な事項を定める。

(他の奨学制度等との併用について)

第 2 条 本学の授業料減免制度や海外留学奨学金制度との併用並びに国（独立行政法人日本学生支援機構奨学金を含む。）、地方公共団体及び民間奨学団体による給貸与奨学金との併給は、認める。

(奨学金の送金方法等)

第 3 条 奨学金は、被表彰者（以下、「優秀奨学生」という。）の在学状況等の確認を行いつつ、優秀奨学生の指定した銀行口座に原則として毎月 1 回、その月の 25 日とし、その月の月額分を送金する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を送金日とする。

一 25 日が日曜日に当たるとき 23 日（23 日が国立大学法人一橋大学職員勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成 16 年規則第 48 号）第 7 条第 2 号に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、22 日）

二 25 日が土曜日に当たるとき 24 日（24 日が休日に当たるときは、23 日）

2 4 月の月額分の支給にあつては、5 月の月額分の送金の際に合算して送金することができる。

3 優秀奨学生が海外留学等により奨学金の全額又は一部の額を一括して受けることを希望する場合には、学長は、一橋大学学生委員会（以下、「学生委員会」という。）の議を経て、一括して給付することができる。

(奨学金給付の停廃止)

第 4 条 優秀奨学生が一橋大学学則（平成 16 年規則第 2 号）第 16 条に定める懲戒処分を受けるに足る行為を行ったと認められる場合には、学長は、学生委員会の議を経て、その処分の確定するまでの間及びその後の奨学金の給付を停止又は廃止する。

2 優秀奨学生が一身上の都合等により休学することになった場合又はその後の成績が低下する等奨学金給付を取り止めるべき状況が生じたと認められる場合には、学長は、学生委員会の議を経て、その後の奨学金の給付を廃止することができる。

(雑則)

第 5 条 この要項に定めるもののほか、奨学金給付の実施に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て教育を担当する副学長（理事）が定める。

附 則

この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。